相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県英田郡西粟倉村大字坂根三七九番地、最後の住所大阪市東住吉区矢田六丁目八番七号特別養護老人ホーム花嵐

被相続人　亡　草刈　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二日

大阪市北区西天満六丁目二番一一号第一住建梅ヶ枝町ビル五〇一号

相続財産管理人　豊藏　廣倫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市泉町一番地、最後の住所兵庫県西宮市枝川町三番一一三一一〇三号

被相続人　亡　田坂　夏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二日

事務所兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号ゆとり生活館ＡＭＩＳ五階

相続財産管理人　弁護士　中園江里人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市御幸通二丁目一八番地、最後の住所山口県周南市若草町三番一〇号

被相続人　亡　松本　武治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二日

山口県周南市岐山通二丁目一五番地

相続財産管理人　谷村　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑後市大字常用八二六番地二二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　森尾　公子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二日

福岡県筑後市大字山ノ井二〇〇番地一

相続財産管理人　司法書士　緒方　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市三芳二〇〇一番地、最後の住所福岡県飯塚市有安九五九番地四

被相続人　亡　莖田萬里子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一五番三三号ダイアビル福岡赤坂三階

相続財産管理人　弁護士　日浅　裕介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡益城町大字小池三四八六番地、最後の住所大分県竹田市大字吉田二〇四四番地

被相続人　亡　神田　光義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二日

熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘二丁目五番四三号

相続財産管理人　硯川　剛

無縁墳墓等改葬公告

納骨堂整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、納骨堂使用者、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として合葬することになりますのでご承知ください。

平成二十五年十月二日

一　墳墓等所在地　福岡県久留米市三潴町大字高三潴字庄分二四九番三

一　墳墓等の名称　高三潴北納骨堂

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　誠誉義心信士、遠藤勝久、遠藤ミツヨ

一　改葬を行おうとする者　福岡県久留米市三潴町高三潴二五七番地　高三潴北納骨堂組合管理委員会　委員長　富松　英臣

任意清算公告

当法人は、平成二十五年十月一日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月二日

東京都豊島区目白三丁目四番五号アビタメジロ二〇四

司法書士法人リーガル

社員　田賀　悠℡

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 25 年 10 月 2 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ギガプライズ　②東京都知事(2)87582　③代表取締役　檀野敬　④東京都渋谷区円山町３番６号　株式会社ギガプライズ　代表取締役　檀野敬

①株式会社ミニミニ東海　②国土交通大臣(3)6147　③代表取締役　春川学　④横浜市港北区新横浜二丁目４番15号　株式会社ミニミニ東海　代表取締役　春川学　⑤5000万円　⑥関東地方整備局長　⑦横浜市港北区新横浜二丁目４番15号

①株式会社ミニミニ神奈川　②神奈川県知事(6)18921　③代表取締役　春川学　④神奈川県横浜市港北区新横浜２丁目４番15号　⑤１億1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県横浜市港北区新横浜２丁目４番15号　株式会社ミニミニ神奈川　代表取締役　春川学

①三十三開発株式会社　②福井県知事(3)第1263号　③斎藤勢津男　④福井県三方上中郡若狭町能登野36―12―１　⑤1000万円　⑥福井県知事　⑦福井県三方上中郡若狭町能登野第35号26番地の１　株式会社前田産業　代表取締役　前田良治

①株式会社浦工務店　②大阪府知事(13)5751　③代表取締役　浦浪男　④大阪府豊中市末広町２丁目９番35号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府豊中市末広町２丁目９番35号　株式会社浦工務店　代表取締役　浦浪男

①有限会社エー・アンド・アイ　②福岡県知事(1)16496　③取締役　深井聞　④福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目４番21号　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目４番21号　有限会社エー・アンド・アイ　取締役　深井聞